

○ 西いぶり広域連合公平委員会公印規程

平成12年3月28日

公平委規程第1号

(趣旨)

第1条 西いぶり広域連合公平委員会委員長の公印は、次のとおりとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、形状、寸法、個数及び使用文書の区分並びに保管責任者は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第3条 事務局長は、様式の公印台帳を備え、全ての公印を登録しなければならない。

附 則

この規程は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の名称	保管責任者	形状	寸法	個数	使用区分
西いぶり広域連合公平委員会 委員長之印	事務局長	正方形	24mm	1	公文書用

様式（第3条関係）

公印の名称			
保管責任者			
形 状		寸 法	mm
使 用 区 分		作 成	年 月 日
印 影		使用開始	
		廃 止	
		備 考	